

青森市入札参加業者等指名要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、物品の供給又は修繕、製造の請負、委託及び賃貸借等の契約（医療器械又は医療用物品の供給、修繕、製造の請負、賃貸借等の契約、医療業務に係る器械、設備の保守点検、検査業務等の委託契約並びに水道事業及び自動車運送事業に係るものを除く。）に係る指名競争入札又は随意契約を行う場合に、優秀にして確実な業者を厳正かつ公平に選定するため必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、契約の内容に応じ青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第8条第1項の規定により作成する工事業者名簿、物品業者名簿又は委託業者名簿（以下これらを「名簿」という。）に登載された業者の中から選定する。ただし、建設工事にあっては、請負工事設計金額（支給品の額を含む。以下「設計金額」という。）に応じ、これに対応する等級に属する業者の中から選定するものとし、市長が必要と認める場合は、当該等級の直近上位又は直近下位の等級の業者の中から選定することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特殊技術その他の特別な理由により市長が必要と認める場合は、名簿に登載された業者以外の業者を選定することができる。

(選定項目)

第3条 前条の規定により指名業者を選定するに当たっては、次に掲げる項目について留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該業務についての技術的適性
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 品質管理等の状況
- (7) 建設工事の工事成績
- (8) 当該建設工事に対する地理的条件
- (9) 手持ち建設工事の状況
- (10) 業種の希望順位

2 前項に掲げる項目の基準については、別表のとおりとする。

(随意契約の相手方の選定)

第4条 随意契約の相手方の選定については、第2条第1項本文及び前条の規定を準用する。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(指名業者数)

第5条 指名業者数については、次の表の左欄に掲げる区分において、同表中欄に掲げる設計金額又は支出予定額に応じ、同表右欄に定める数とする。ただし、発注内容、業者の履行能力等を勘案し、これによりがたいと認められる場合は、この限りでない。

区分	設計金額又は 支出予定額	指名業者数
建設工事	1千万円未満	8者～12者
	1千万円以上5千万円未満	10者～15者
	5千万円以上1億5千万円未満	12者～18者
	1億5千万円以上	15者～20者
測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託	2百万円未満	6者～12者
	2百万円以上1千万円未満	10者～15者
	1千万円以上3千万円未満	12者～18者
	3千万円以上	15者～20者
物品の供給又は修繕、製造の請負、委託（建設関連業務の委託を除く。）、賃貸借等（以下「物品の供給等」という。）	百万円未満	6者～10者
	百万円以上5百万円未満	8者～15者
	5百万円以上1千万円未満	12者～18者
	1千万円以上	15者～20者

(委員会)

第6条 1件の設計金額が5百万円以上の建設工事及び建設関連業務の委託並びに1件の支出予定額が5百万円以上の物品の供給等に係る業者を選定するため、青森市入札参加業者等指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 青森市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（令和5年青森市規則第42号。以下「副市長順序規則」という。）第1号に掲げる副市長
- (2) 副委員長 副市長順序規則第2号に掲げる副市長
- (3) 委員 総務部長、企画部長、税務部長、市民部長、環境部長、福祉部長、保健部長、経済部長、農林水産部長、都市整備部長、浪岡振興部長、市民病院事務局長、教育委員会事務局教育部長

(職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに不在のときは、総務部長が委員長の職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、必要な都度委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長は、議事に関係のある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員に事故があるとき、又は委員が不在のときは、当該委員の所管する部の次長相当職以上の者がその職務を代理することができる。

(急施事案の持ち回り審査)

第11条 急施を要する事案で、委員会を招集する暇がないものについての委員会の審査は、委員への持ち回り合議の方法により行うことができる。

(秘密の保持)

第12条 業者の選定については、取扱者以外の者に洩れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務部契約課で処理する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定に関わらず、建設工事にかかる業者の選定は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、当該各号に規定する基準により行うものとする、ただし、発注内容、業者の履行能力等を勘案し、これによりがたいと認められる場合は、この限りでない。

(1) 旧青森市の区域において発注する建設工事

旧青森市の区域に本店を有する者のうちから選定するものとする。

(2) 旧浪岡町の区域において発注する建設工事

旧浪岡町の区域に本店を有する者のうちから選定するものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年5月16日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年7月21日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月19日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の青森市入札参加業者等指名要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行う指名競争入札に係る指名業者の選定及び随意契約の相手方の選定から適用する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和6年1月9日から実施する。

別表（第3条関係）

項目	基 準
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>① 青森市指名競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>② 市発注契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>ア 契約書に基づく措置請求に契約の相手方が従わないこと等、契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 建設工事にあっては、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から、市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、市発注契約からの排除要請があり、警察当局と協議の上、市長が認定した場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
3 当該業務についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該業務と同種の業務について、相当の実績があること。</p> <p>② 当該業務の遂行上必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。</p> <p>③ 業務の種別に応じ、当該業務を遂行するに足りる有資格技術者を確保できると認められること。</p> <p>④ 建設工事にあっては、地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>

4 安全管理の状況	<p>1. 青森市指名競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>2. 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>3. 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>4. 建設工事にあっては、市発注の工事について、直近2か年に死亡者の発生及び休業8日間以上の負傷者の発生がないこと、安全管理に関する表彰状を受けていること等安全管理が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
5 労働福祉の状況	<p>1. 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>2. 勤労者退職金共済機構の退職金支給制度に加入する等、労働福祉の向上に貢献しているかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>3. 雇用・労働条件の改善に取組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
6 品質管理等の状況	<p>1. 建設関連業務及び物品の供給等にあっては、ISO9000シリーズ又はISO14001を認証取得しているかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>2. 物品の供給にあっては、HACCP（食品衛生法による総合衛生管理製造過程）の承認を受けているかどうかを総合的に勘案すること。</p>
7 建設工事の工事成績	<p>1. 工事成績評定要領に定める評定点の平均が、直近2か年連続して55点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>2. 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>3. 直近2か年の評定点が平均85点以上であること、工事に関し、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>

8 当該建設工事に対する地理的条件	当該地域での工事の実績等から判断し、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。
9 手持ち建設工事の状況	手持ち工事の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
10 業種の希望順位	建設関連業務及び物品の供給等にあっては、受注を希望する業種の順位を考慮すること。
備考1 この表において、「指名しないこと」とあるのは、指名してはならないことである。	
備考2 この表において、「総合的に勘案すること」とあるのは、その状況により、指名の優先度について判断することである。	
備考3 この表において、「十分尊重すること」とあるのは、積極的に指名することである。	